

## 令和8年度 協働事業提案制度概要（案）

### 1 目的

市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れ、団体と区とが役割と責任を分担し、様々な地域課題の解決に協力して取り組むことにより、団体の活動場所を拡大し、団体活動が活性化することを目的とする。

### 2 募集内容

#### (1) 募集内容

##### ① 採択予定 … 3事業（目安）

団体の専門性、独自性を活かした自由な発想による協働事業。

また「区から提起する課題」に対して事業を提案することも可とする。

##### ② 事業実施期間 … 2年を限度とする。

2年の提案の場合は、1年目の中間報告会で2年目実施の可否の判断をする。

##### ③ 事業金額 区負担金額は、事業の実施期間に関わらず1事業200万円上限

※ 原則として、協働協定書を交わし、委託契約とする。但し、契約金額は事業金額のうち団体の役割分担に応じたものとする。

##### ④ 主な事業要件

- ・ 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、区と協働で取り組むことによる相乗効果が期待できること。
- ・ 具体的効果または成果により、区民満足度の向上を図ることができること。
- ・ 団体の活動実績及び特性を活かし、課題解決のための新たな視点を持つこと。

#### (2) 主な団体要件

区内で1年以上継続して公益活動を行い、5人以上の会員で組織されている団体

NPO法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合）

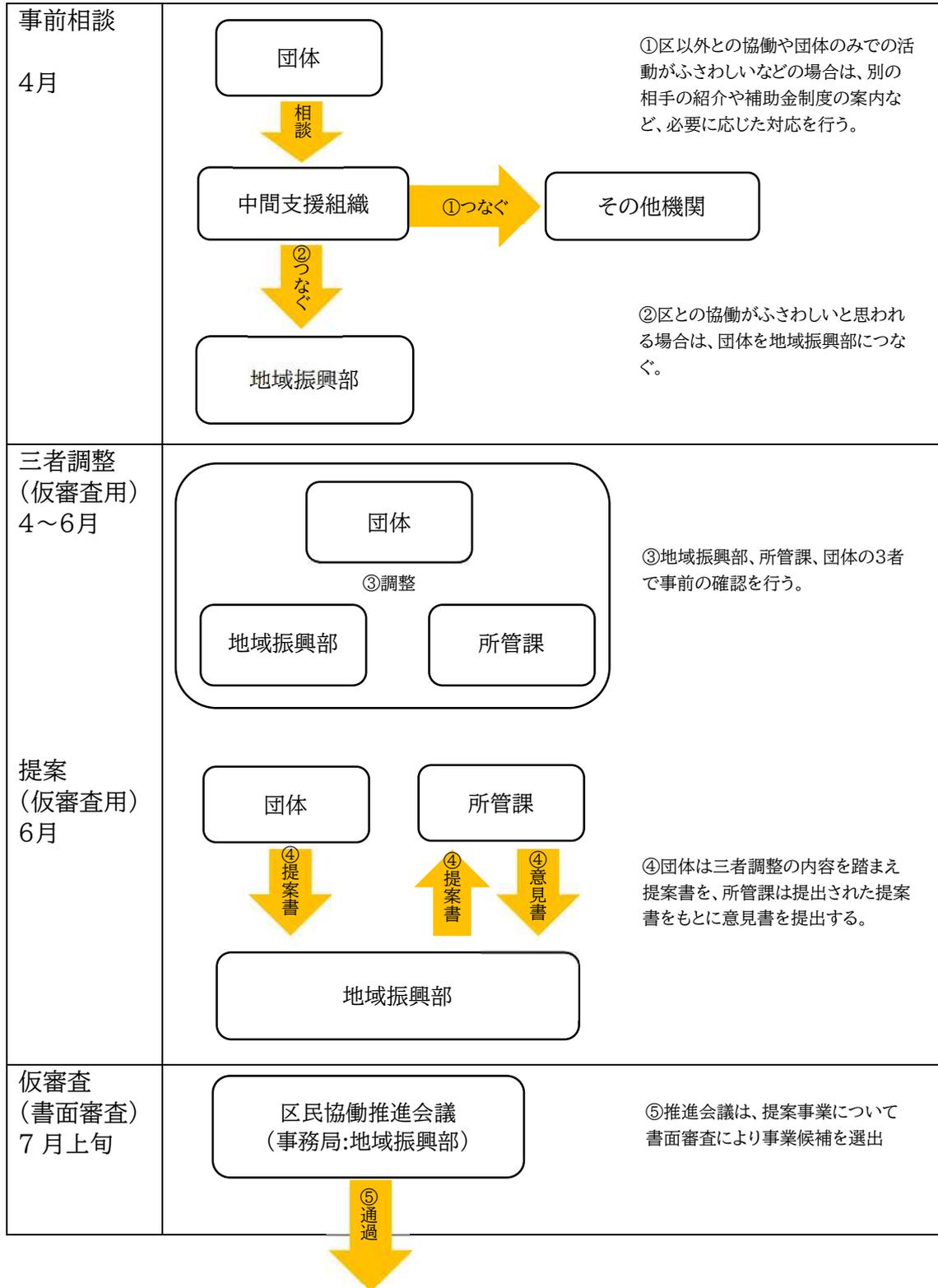
#### (3) 選考

仮審査（書類選考）を通過した提案について、本審査に向けた協議を所管課、団体、協働担当により行う。協議が整ったものについて、書面及び公開プレゼンテーションによる本審査を実施する。審査は区民協働推進会議による。

#### (4) スケジュール（予定）

令和8年3月	区報・区ホームページにて事業周知
4～6月	事前相談（中間支援組織による受付）・三者調整・事業提案書（仮審査用）受付
7月（上旬）	仮審査（書面審査）
7～8月	三者協議・提案（本審査用）
8月（下旬）	本審査（書面及び公開プレゼンテーション）
9月（下旬）	採択事業決定
10月～	団体と担当課の詳細協議・予算要求

# 令和8年度 協働事業提案制度選考の流れ



<p>三者協議 (仮審査後)</p> <p>7～8月</p>	
<p>提案 (本審査用)</p> <p>7～8月</p>	
<p>本審査 8月下旬</p>	
<p>採択決定・ 結果公表 (9月～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選考結果を推進会議から区長に報告し、区長が採択事業を決定</li> <li>・ 推進会議による本審査の採点結果及び助言内容は、採択事業については公表、不採択事業は団体及び所管課に開示</li> </ul>
<p>詳細協議・ 予算要求 (採択後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管課と団体は、事業実施に向けて事業内容、予算等について詰めていく。</li> <li>・ 地域振興部は、所管課とともに予算要求を行う。</li> </ul>